

令和2年5月27日公表

食鳥流通統計調査（令和元年）

－ 肉用若鶏の処理羽数及び処理重量は、前年に比べそれぞれ1.7%、2.4%増加 －

【調査結果】

1 肉用若鶏（ふ化後3か月齢未満）

肉用若鶏の全国の処理羽数は7億1,249万3千羽、処理重量は213万1,953 tで、前年に比べそれぞれ1.7%、2.4%増加した。

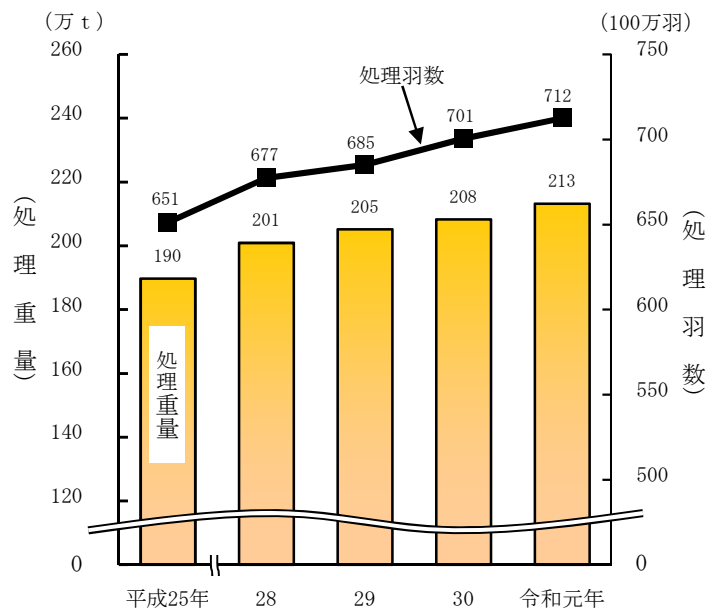
2 廃鶏

廃鶏の全国の処理羽数は8,452万3千羽、処理重量は14万7,738 tで、前年に比べそれぞれ0.1%減少した。

3 その他の肉用鶏（ふ化後3か月齢以上）

その他の肉用鶏の全国の処理羽数は557万2千羽、処理重量は1万8,195 tで、前年に比べそれぞれ4.2%、3.5%減少した。

図 肉用若鶏の処理羽数及び処理重量（注）の推移（全国）



【統計表】

食鳥の種類別の処理量（全国）（令和元年）

食鳥の種類	処理量（生体）		対前年比	
	羽数	重量	羽数	重量
	千羽	t	%	%
肉用若鶏	712,493	2,131,953	101.7	102.4
廃鶏	84,523	147,738	99.9	99.9
その他の肉用鶏	5,572	18,195	95.8	96.5

注： 「処理羽数」及び「処理重量」とは、食鳥処理場が食鶏を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいう。

なお、平成27年調査から、調査の対象を全ての食鳥処理場から年間の食鳥処理羽数30万羽を超える処理場に変更した。

このため、平成25年の数値については、年間の食鳥処理羽数30万羽を超える食鳥処理場を対象に、新たに集計した結果である。

◎ 調査結果の主な利活用

「食料・農業・農村基本計画」における「鶏肉」の「生産努力目標」の策定及び達成状況検証に利用されている。

◎ 累年データ

食鳥の処理羽数及び処理重量

年次	肉用若鶏				廃鶏	
	処理羽数		処理重量		処理羽数	
	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場
	千羽	千羽	t	t	千羽	千羽
平成22年	633,799	...	1,835,091	...	91,081	...
23	617,176	609,664	1,783,393	1,761,025	88,879	78,603
24	649,629	645,064	1,889,158	1,875,212	90,656	80,841
25	653,999	651,303	1,905,255	1,896,920	86,227	77,112
26	661,030	658,483	1,946,449	1,938,606	87,359	79,141
27	...	666,859	...	1,973,461	...	78,112
28	...	677,332	...	2,009,269	...	80,984
29	...	685,105	...	2,052,065	...	81,432
30	...	700,571	...	2,082,914	...	84,604
令和元年	...	712,493	...	2,131,953	...	84,523

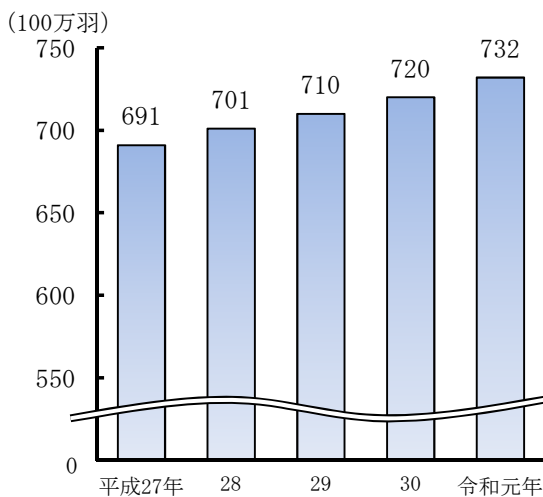
年次	廃鶏（続き）		その他の肉用鶏			
	処理重量		処理羽数		処理重量	
	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場	全ての食鳥処理場	年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場
	t	t	千羽	千羽	t	t
平成22年	158,665	...	7,849	...	24,582	...
23	154,004	135,347	8,006	6,132	24,901	19,433
24	159,691	141,869	8,231	6,255	26,021	20,268
25	147,056	130,461	8,410	6,398	26,335	20,482
26	155,219	139,990	8,365	6,196	26,517	20,088
27	...	138,809	...	6,090	...	19,704
28	...	143,051	...	6,060	...	19,585
29	...	143,597	...	5,943	...	19,237
30	...	147,819	...	5,814	...	18,852
令和元年	...	147,738	...	5,572	...	18,195

資料：農林水産省統計部「畜産物流通調査 食鳥流通統計調査」

- 注：1 平成27年調査から、調査の対象を全ての食鳥処理場から年間の食鳥処理羽数30万羽を超える処理場に変更した。
 2 年間処理羽数30万羽を超える食鳥処理場の平成26年以前の数値は、年間の食鳥処理羽数30万羽を超える食鳥処理場を対象に新たに集計した結果である。
 3 「…」は事実不詳又は調査を欠くもの。

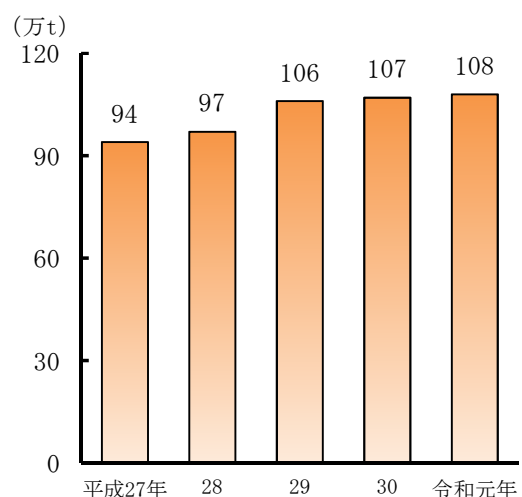
◎ 関連データ

1 ブロイラー用ひなえ付け羽数（全国）



資料：（一社）日本種鶏卵協会「鶏ひなえ付け羽数データ収集調査」

2 鶏肉等の輸入量



資料：財務省「貿易統計」
 注：鶏肉等とは、鶏肉及び鶏肉調製品をいう。

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、畜産物流通調査の食鳥流通統計調査として実施したものであり、食鳥処理場における処理量を明らかにし、畜産行政の各種施策の推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 調査の対象

厚生労働省が公表した「と畜・食鳥検査等に関する実態調査」（平成30年度実績）の結果による食鳥処理場名簿（食鳥検査対象施設）に記載の食鳥処理場（年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える食鳥処理場）139処理場のうち、廃業を除く137処理場を対象とした。（回収率100%）

また、オンライン調査の回収率は16.8%である。

3 調査事項

- (1) 食鳥の種類
肉用若鶏、その他の肉用鶏及び廃鶏
- (2) 調査事項
生体の処理羽数及び処理重量

4 調査期間

平成31年1月から令和元年12月までの1年間を調査期間とした。

5 調査方法

調査は、次のいずれかの方法により実施した。

- (1) 調査対象者に調査票を郵送し、調査対象者が政府統計共同利用システムのオンライン調査により調査票データの報告を行う自計調査による方法
- (2) 調査対象者に調査票を郵送し、調査対象者が整備している情報を郵送、FAX又は市場調査オンラインシステムにより提供を受ける自計調査による方法
- (3) 調査対象者に調査票を郵送し、郵送又はFAXにより調査票を回収する自計調査による方法
- (4) 統計調査員が調査対象者に対し面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により調査を行う他計調査による方法

6 集計方法

処理羽数及び処理重量は、食鳥処理場別結果の合計値である。

7 目標精度

本調査において、年間の食鳥処理羽数が30万羽を超える全ての食鳥処理場を対象としていることから、目標精度は設定していない。

8 用語の解説

- (1) 肉用若鶏とは、肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢未満の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「若どり」）をいう。
- (2) 廃鶏とは、採卵鶏又は種鶏を廃用した鶏をいう。

(3) その他の肉用鶏とは、肉用鶏のうち、ふ化後3か月齢以上の鶏（「食鶏取引規格」に規定する「肥育鶏」、「親めす」及び「親おす」）をいう。

一般的に「地鶏」、「銘柄鶏」といわれるものを含むが、ふ化後3か月未満のも
のは肉用若鶏として扱っている。
なお、地鶏及び銘柄鶏の主なものとして、比内地鶏、名古屋コーチン等がある。

(4) 処理量（生体）とは、食鳥処理場が食鶏を食用に供する目的で処理した生体の羽数及び重量をいう。

なお、食鳥処理場がと体重量しか分からない場合は、と体重量に平均換算係数1.1（生体重量／と体重量）を乗じて算出した。

9 利用上の注意

この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「食鳥流通統計調査（令和元年）」（農林水産省）による旨を記載してください。

10 その他

この資料の数値はホームページに掲載（令和2年7月予定）するとともに、その後刊行する『令和元年 畜産物流通統計』に掲載する。

なお、公表した数値の正誤情報は、ホームページでお知らせする。

【ホームページ掲載案内】

○ 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果は、分野別分類「作付面積・生産量、被害、家畜の頭数など」・「農畜産物卸売市場」、品目別分類「畜産（市場・流通）」の「畜産物流通調査」で御覧いただけます。

【 https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan_ryutu/index.html#y1 】

【関連リンク】

畜産関係ページ：農林水産省＞組織別から探す＞生産局＞畜産

<https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/index.html>

畜産統計調査

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/tikusan/index.html>

貿易統計（財務省関税局）

<https://www.customs.go.jp/toukei/info/index.htm>

お問合せ先

◎本統計調査結果について

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課 消費統計室

流通動向第2班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3710

（直通）03-3502-5947

F A X： 03-3502-3634

◎農林水産統計全般について

農林水産省 大臣官房統計部

統計企画管理官 統計広報推進班

電話：（代表）03-3502-8111 内線3589

（直通）03-6744-2037

F A X： 03-3501-9644



政府統計

政府統計の総合窓口
(e-Stat)

<https://www.e-stat.go.jp/>